

この人に ズームアップ

編集ボランティアスタッフが市民活動を支える“人”に
焦点を当てて取材するコーナーです。

会議をスムーズに進める技術として
「ファシリテーション」が注目されています。
でも、なかなか、その中身は分かりません。
道内で活動するファシリテーターの一人、
宮本奏さんにポイントを聞きました。



NPOファシリテーションきたのわ

代表 宮本 奏さん

1980年札幌市生まれ。国際青年環境NGO「A SEED JAPAN」でプロジェクト専従スタッフとして活動後、札幌で「NPO法人 ezorock」事務局で活動。2010年、「NPOファシリテーションきたのわ」を設立。2児の子育てをしながらファシリテーターとして活動している。



「話して終わり」ではないんですね。宮本 話し合った後は「行動」が必ず伴ってきます。話し合いからどう行動へ移っていくか、話し合いへの参加度が高いほど行動の迫力が強くなります。そうした過程に、私がどう関わるかを常に考えています。その意味で「参加者を観る、場を観る」ということが大事ですね。

宮本 一般的な言いえないかもしれませんが、どのような方がファシリテーターになっているのですか。向いている人はどんな方ですか。

宮本 「話して終わり」ではなく、いろいろな人たちが集まって話し合いながら「何かを作っていく」という過程を大事にしていることが役回りです。私はもともと「場を作ること」が好きでした。人が集まって話し合う「場」の可能性は無限大だと感じてきました。NGOで働いていたとき、全員が尊重され、お互いに公平、フェアな存在だということ考えて活動を作っていくことを学んだのが自分の基礎になっています。

宮本 「具体的なことはどのようなことですか。」

宮本 「起業を考えている女性たちの場づくりを手伝ってほしい」という依頼が来たり、子育て中のお母さんを対象に「自分のライフプランを考えよう」という場づくりなどです。こうしたことで自分の「カラー」が少しずつ変わってきたことを感じました。



NPOファシリテーション きたのわ

北海道で行動が生まれる参加型の話し合いの場を増やしていくのが役目。そのために、NPO や自治体での講座やワークショップを企画・運営したり、ファシリテーションを地域で実践している人が学び合える場をつくっている。

✉ kitanowa.info@gmail.com
🌐 http://kitanowa.jimdo.com
📌 https://www.facebook.com/kitanowa

みんなの市民活動相談

最近寄せられた市民活動に関する相談をご紹介します。

Q 市民活動団体やNPO法人は、政治活動を禁止されているのでしょうか？

A まず、政治活動とはどんな意味でしょうか？NPO法では「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」と表現されています。ただし、福祉、公害、人種差別などさまざまな社会問題を解決するために、政治によって具体的な政策を実現しようとする活動、提言は「政治上の主義を推進」にはあたらないと考えられています。

次に、NPO・市民活動の意味を考えます。NPO法では「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」と定められています。また、札幌エルプラザ公共4施設では「政治活動を主たる目的としない活動」と定められています。したがって、NPO・市民活動団体では、「政治活動」は従たる目的とすることが求められませんが、「政治によって具体的な政策を実現しようとする活動、提言」は制限を受けません。

市民政調20年の軌跡

—市民活動と政治をつなぐ
政策形成活動の試み 1997—2016

市民がつくる政策調査会【著】
生活社



政党ではなく市民が作る政策提案の実例を紹介。市民活動による、交通バリアフリー、難民保護などの政策作成の取り組みを知ることができます。



市民活動相談員
三浦 博志さん
(さっぽろパブリックサポートネットワーク)

Q NPO法人が行う音楽コンサートの収益金は、法人税の課税対象になりますか？

A その音楽コンサートの規模や準備・開催期間等にもよりますが、原則として、法人税法上の「興行業」（収益事業）に該当し、法人税の課税対象になります。しかし、左記のような条件で行うもので、所轄税務署長の確認を受けたものについては「興行業」（収益事業）に該当しないこととなります。

① 催物に係る純益の全額が教育、社会福祉等のために支出され、かつ、当該催物に参加し又は関係するものが何ら報酬も受けなないいわゆる慈善興行

② 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者に参加者又は出演者等とする興行（法人税基本通達15・1・53参照）

非営利団体の資金調達ハンドブック

徳永洋子【著】
時事通信社



著者のこれまでの長年の実務経験から裏付けされた寄付金や助成金等を獲得するための実践的な手法が紹介されていると共に、遺贈や助成金を受ける際の留意事項等も記載されており、より積極的に多様な資金調達を目指すNPO等にとっては、明日からでも実践できる資金調達のノウハウが得られる一冊かと思えます。



税務・会計相談員
瀧谷 和隆さん
(北海道税理士会 税理士)

Q 個人情報保護法が新しくなったと聞きました。活動をする上で、どのようなことに注意すればよいのですか？

A 5月30日から改正個人情報保護法が施行されました。これにより、これまで適用対象外であった「5000人以下の個人情報を取り扱う事業者」も、「個人情報取扱事業者」となるため、ほとんどの市民団体が適用対象となり、注意が必要です。「個人情報取扱事業者」となると、個人情報の取得、利用や管理まで法律上の義務を負います。今回の改正では、個人情報の定義が明示されましたので、まずは、どのような情報が個人情報に該当するかを適切に知ることが大切です。また、「人種」、「病歴」、「身体障害」、「知的障害」等は、新設された「要配慮個人情報」に該当するため、一層の注意が必要です。

団体の活動や運営に必要な情報を適切に選択し、取得、管理するため、まずは、組織の内部で個人情報の扱いの重要性を共有することが第一歩になります。

個人情報保護法の知識

〈第4版〉

岡村 久道【著】
日本経済新聞出版社（日経文庫）



個人情報保護法の改正箇所や、関連する法令などを踏まえ、団体の日々の活動で個人情報を取り扱う際に知っておきたいルールを解説しています。コンパクトながら、豊富な情報量で、法律の全体像や新設された制度、団体に生じる権利義務を丁寧に記載しています。個人情報の適切な管理が信頼構築の基本であるとする点も、参考になります。



法律相談員
今野 佑一郎さん
(NPOのための弁護士ネットワーク 弁護士)

このコーナーで紹介した図書は、札幌エルプラザ公共4施設1階の情報センターで借りることができます。